

第7章 まとめ 鉄道事業者による人権侵害の問題として交通権学会誌に総括の論文を寄稿

以上が、2003～2004年に私が起こした行動のすべてです。結果的に私の一連の行動は、東武鉄道その他の関係者に重い腰を上げさせることができず、電車内での迷惑喫煙の温床となっている欠陥構造が放置されたままの車両が、今日も走り続けています。そして東武鉄道は、対外的には初めから何もなかったかのように平然を装い、したがって自らの管理施設内で繰り返される、新たな暴力事件を誘発しかねない喫煙その他の迷惑行為に対しても、「迷惑行為(者)を自ら取り締まるべき責任などなくて当然」という顔をして引き続きこれを放置し、暴力被害の再発の未然防止を怠り続けています。

喫煙に限らない迷惑行為に抗議した相手から暴力で報復された被害者は、鉄道事業者が以後その発端となった迷惑行為を取り締まることを約束せず、効果がないことが事実によって明らかになっている「マナー向上の呼びかけ」だけを再発防止策とする、すなわち事実上再発防止をしないことを一方的に正当化されてしまうことで、「自分と同じ理不尽な被害に遭う人を二度と出さないでほしい」という当たり前の被害者感情を踏みにじられることとなります。しかし、被害者にはそのような鉄道事業者の横暴を止める手段がないことから、このことによる精神的苦痛という二次被害を、以後一生にわたり鉄道事業者から受け続けることになってしまいます。

私はなぜこのような理不尽な事件、そして被害が当然のように繰り返されてしまうのかを、利用者同士の迷惑行為一般の問題としてよりも、鉄道事業者による人権侵害の問題と位置づけて告発し、その原因の分析と解決策の提言を交通権学会の会誌に投稿することにしました。私はこの投稿論文を、今回の一連の行動の最終総括と位置づけて執筆することにしたため、これを転載することで本書のまとめにしようと思います。

喫煙に限らない様々な迷惑行為に起因する暴力被害は、発生していながらその事実が報道されず、人知れず闇に葬り去られているものが、全国各地の鉄道で相当数存在しているものと考えられます。そのような事件が繰り返し再発していることが明らかになれば、鉄道事業者が鉄道施設内の治安、ひいては利用者の安全確保にかかわる管理者責任を追及されることになるのは必至ですから、鉄道事業者が自ら進んで事件発生の実態を公表したり、認めたりするはずなどないからです。東武鉄道にしても、私が情報をキャッチしていないだけで、類似の事件すなわち被害が実際には他にも発生している可能性は、十分に考えられます。

このような、事件発生の実態が公表されないためにそれぞれが孤立させられている、社会の闇に葬り去られた少なくないであろう被害者の全体像を明らかにできれば、鉄道事業者が迷惑行為の取り締まりを怠り続けている“迷惑不作為”(利用者にとって迷惑な、鉄道事業者の不作為)が類似の事件の再発を繰り返し招いているという実態を暴露することが可能となるはずですが、そして、鉄道事業者に対して懲罰的損害賠償を求める集団訴訟を起こすことなどによって、鉄道事業者が迷惑行為を取り締まらないという“迷惑不作為”の糾弾と、そのような“迷惑不作為”を許さない、すなわちその取り締まりを実行せざるを得ないように仕向けることによって、被害者の救済が可能になるかもしれません。

そこで、このような事件の被害者が実際にどの程度存在しているのか、その情報提供を求める呼びかけ状を巻末(221～222ページ)に収録しておくことにしました。コピーを取ってひとりでも多くの方への呼びかけにご協力いただければ幸いです。